

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	神石高原町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.jinsekigun.jp/ja/town/gyousei/oshi/bangouseido/todoke/

執行機関名 神石高原町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	神石高原町ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年神石高原町条例第112号)による医療費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		神石高原町個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第33号)別表第1の2の項 神石高原町ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年神石高原町条例第112号)による医療費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	神石高原町ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年条例第112号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		神石高原町ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年条例第112号) 神石高原町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(平成16年規則第57号)